

大江町奨学金返還支援補助金交付要綱

令和7年8月13日制定

(目的)

第1条 町長は、大学等の在学期間終了後に本町に定住し、奨学金の返還を行う者に対して経済的負担軽減を図り、もって若者のふるさと回帰、地域の活性化に資するため、大江町奨学金返還支援補助金の交付対象となる補助事業を定めるため、本要綱を策定する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第5条に規定する大江町が備える住民基本台帳（以下、「住民基本台帳」という。）に記録され、かつ当該住所地を生活の本拠としていることをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（専門課程又は一般課程に限る。）をいう。ただし、補助金の対象となる奨学金が大江町ふるさと奨学金貸与条例に基づき大江町が貸与する奨学金の場合は、学位取得を目的とする就学を行った海外の大学も含む。
- (3) 繰上返還 奨学金の返還を初めて開始した際に計画された割賦を超えた返還をもって、返還期間の縮減又は返還すべき奨学金の合計額（利息を含む。）の減額を行うことをいう。

(補助金の対象となる奨学金)

第3条 補助金の対象となる奨学金は、申請者一人につき次の各号のいずれかに該当するもの一つとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及びそれに係る利子
- (3) 大江町ふるさと奨学金貸与条例（平成23年大江町条例第2号）に基づき、大江町が貸与する奨学金
- (4) その他町長が認める奨学金

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大江町内に定住し、引き続き10年以上定住する意思を有する者
- (2) 第7条に規定する認定申請をする年度末において30歳以下の者で、交付申請をする年度末において35歳以下の者
- (3) 大学等の在学期間に奨学金を借り受け、令和7年度3月以降に大学等の在学期間を終え、奨学金の返還をしている者
- (4) 納付すべき税（延滞金及び督促手数料を含む。）及び町に納入すべき公共料金等を滞納していない者

(5) 公務員でない者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、申請年度の算定期間における各月の奨学金の返還金額の合計額に3分の1を乗じ、千円未満を切り捨てた額とし、限度額を20万円とする。ただし、算定期間において奨学金の返還に係る他の補助金等（国、県の補助金等を除く）を受けている場合にあっては、算定期間の返還額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする。

2 補助金額の算定期間は、大江町に定住している間に奨学金返還が行われた期間とする。

3 次の各号に掲げる奨学金の返還額は、補助対象の返還金額に含まない。

(1) 繰上返還又は返還遅延による延滞利息額

(2) 正規の修業年限によらない期間（病気療養その他やむをえない事由による期間又は留学その他合理的な事由がある期間を除く。）に借り受けた奨学金の返還相当額

（補助対象期間）

第6条 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第10条に規定する補助金の交付の申請を初めてする年度から起算して10年間を上限とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、当該事実が生じた日の属する月までとする。

(1) 大江町に定住しなくなったとき

(2) 奨学金を完済したとき

(3) 奨学金の返還が免除されたとき

3 第9条の規定に基づき認定を取り消された者が再び次条の規定により認定の決定を受けた者となった場合における補助対象期間は、認定を取り消される前に交付を受けた補助金に係る全ての算定期間を含むものとする。

4 前項の場合、補助金の交付は認定を取り消される前に交付を受けた回数を含め10回までとする。

（補助対象者の認定等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める募集期間内に、大江町奨学金返還支援認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 奨学金を借り受けていることを証明する書類（日本学生支援機構奨学金においては奨学金給付証明書）

(2) 奨学金の返還予定を証明する書類（日本学生支援機構奨学金においては奨学金返還証明書）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったとき、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、大江町奨学金返還支援認定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

る。

(認定者の変更届)

第8条 前条の規定により認定の決定を受けた者（以下「認定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたときは、速やかに大江町奨学金返還支援認定変更届（様式第3号）にその事実を証する書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 認定者の住所、氏名に変更が生じたとき
- (2) 認定者の連絡先に変更が生じたとき

2 町長は、前項に規定する届出を受理したときは、大江町奨学金返還支援認定変更承認通知書（様式第4号）により認定者に通知するものとする。

(認定の取消し等)

第9条 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとし、大江町奨学金返還支援認定取消通知書（様式第5号）により当該認定者に通知するものとする。

- (1) 大江町に定住しなくなったとき
- (2) 第4条第1項第5号の要件を満たさなくなったとき
- (3) 補助金の交付を辞退する申出があったとき
- (4) 奨学金の借受が取り消されたとき（認定者の責めに帰さない場合を除く。）
- (5) 奨学金の返還が免除されたとき
- (6) 公務員となったとき
- (7) 虚偽の申請その他不正の行為によって認定を受けたとき

(交付の申請等)

第10条 補助金の交付の申請をしようとする認定者は、申請年度の6月1日から9月末日までに大江町奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の申請を初めてする年度は、第7条に規定する認定の翌年度以降に行うものとする。

- (1) 奨学金の返還を初めて開始した際の奨学金の返還期間及び割賦の額がわかる書類
- (2) 申請年度の前年度の1年間において返還した奨学金の額が分かる書類及び、返還すべき奨学金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類（日本学生支援機構奨学金においては奨学金返還額証明書及び奨学金返還証明書）
- (3) 町税の完納を示す証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び補助金の確定)

第11条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定するとともに、補助金の額を確定し、大江町奨学金返還支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更又は取下げ)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定兼確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は取り下げようとするときは、大江町奨学金返還支援補助金変更交付（取消）承認申請書（様式第8号）を、遅延なく町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する補助金変更交付（取消）承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の変更の可否又は取消しを決定し、大江町奨学金返還支援補助金変更交付（取消）決定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、第11条の規定により補助金の交付の決定及び補助金の確定をした日から30日以内に交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 本要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(協力体制)

第15条 町長は、認定者に対し次のことについて依頼することができ、認定者は可能な範囲内で調査や協力に応じるものとする。

- (1) 本制度の維持、拡大及び利用実態の把握に資する調査や協力
- (2) 町づくり等に関する調査や協力

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は令和7年8月13日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

大江町長 様

申請者 住 所

氏 名

(生年月日： 年 月 日)

電 話

大江町奨学金返還支援認定申請書

大江町奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

	区分（該当に○）	新規 ・ 再
大学等	学校名等 (学部、学科まで 記載すること)	
	卒業年月	年 月
奨学金	名 称	
	区分（該当に○）	無利子 ・ 有利子
	借受金額	円（月額） (総額 円)
	借受期間	年 月から 年 月まで
就業等 (予定) 内容	職 種	※公務員は不可
	事業所名	
	所 在 地	〒
	就業開始年月	年 月

同意事項…内容を確認の上、□に☑を記入してください

☐ 当事業の交付要件確認のため、私及び私の世帯の税務資料その他の公簿等を確認することに同意します。

[添付資料]

- (1) 奨学金を借り受けていることを証明する書類
- (2) 奨学金の返還予定を証明する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

大江町長

大江町奨学金返還支援認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった大江町奨学金返還支援補助金の認定については、大江町奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり認定（却下）を決定したので通知します。

記

- 1 認定（却下）の区分 認定 ・ 却下
- 2 却下の理由

年 月 日

大江町長 様

認定者 住 所
氏 名

大江町奨学金返還支援認定変更届

次のとおり変更がありましたので、大江町奨学金返還支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

住所・氏名等の変更	住所	変更日	年 月 日
		新住所	〒
		旧住所	〒
	氏名	変更日	年 月 日
		新氏名	
	電話	旧電話	
		新電話	
	その他	変更前	
変更後			
就業等の内容の変更	事業所名		
	所 在 地		〒
	就業等（開始・離職） 年月日		年 月 日
	理 由		

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

大江町長

大江町奨学金返還支援認定変更承認通知書

年 月 日付けで変更の届出があった大江町奨学金返還支援補助金の認定については、大江町奨学金返還支援補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を決定したので通知します。

記

- 1 決定の区分 (住所・氏名・就業先・その他)
- 2 却下の理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

大江町長

大江町奨学金返還支援認定取消通知書

年 月 日付けで提出のあった承認申請については、大江町教育借入金返還支援補助金
交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

- 1 決定の区分 認定取消
- 2 決定の理由

年 月 日

大江町長 様

認定者 住 所

氏 名

電話番号

大江町奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書

大江町奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、大江町奨学金返還支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請・請求します。

申 請 区 分	() 年 目
交付対象期間	年 月 から 年 月
算 定 期 間 の 返 還 額…①	月 額 円 × 月 (各月で返還額が異なる場合は、各月の返還額を記載してください)
他の補助金等の額…② ※受給した全ての補助金等の合計	円 (月・年) 額 円 × (月・回)
補助金交付申請・請求額	(①－②) × 1/3 = 円 (※千円未満は切捨て)

同意事項

大江町内に居住している申請者は、次の同意をもって納税証明書の添付に替えることができます。内容を確認のうえ、□へ☑を記入してください。

☐ 当事業の交付要件確認のため、私及び私の世帯の税務資料その他の公簿等を確認することに同意します。

次の口座に振込願います。

金融機関	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 ()	本 店 支 店 ()	預金 種 別	普通 ・ 当 座
口座番号		フリガナ		
		口座名義人		

[添付資料]

- (1) 申請年度の前年度の1年間において返還した奨学金等の教育借入金の額が分かる書類並びに返還すべき奨学金等の教育借入金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

大江町長

大江町奨学金返還支援補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼請求のあった、大江町奨学金返還支援補助金については、大江町奨学金返還支援補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 円 |

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

大江町長 様

認定者 住 所
氏 名
電話番号

大江町奨学金返還支援補助金変更交付（取消）承認申請書

年 月 日付けで交付決定兼確定通知書を受けた大江町奨学金返還支援補助金について
変更（取消）したいので、大江町奨学金返還支援補助金交付要綱第 1 2 条に基づき、次のとおり関係書類を添えて承認申請をします。

記

1 変更（取消）の理由

2 変更（取消）の内容

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

大江町長

大江町奨学金返還支援補助金変更交付（取消）決定通知書

年 月 日付けで提出のあった承認申請については、大江町奨学金返還支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

- 1 決定の区分 変更（取消）
- 2 決定の理由